記入見本　任意継続被保険者　資格喪失届　兼　保険料還付請求書

1

記号・番号は保険証または、資格確認書に記載されています。

2

被保険者の氏名・連絡先・住所をご記入ください。

※被保険者の方がお亡くなりになられた場合も、被保険者の氏名等をご記入ください。

3

該当する項目に☑を行い、添付資料と併せて、ご提出ください。

※高齢受給者証(70歳以上の方)・限度額適用認定証をお持ちの方は、併せてご提出ください。

※脱退申出により喪失される場合、本申請書をＴＯＴＯ健康保険組合に提出した翌月５日までに健康保険被保険者証または資格確認書をご返却ください。（発行されている方のみ）それまで保険証または資格確認書は、お手元で保管ください。

※裏紙使用禁止・A4印刷限定・修正液、修正テープ禁止（修正は修正箇所を二重線で消し、記入）

送付先	宛名	ＴＯＴＯ健康保険組合　宛
	住所	〒８０２－８６０１　福岡県北九州市小倉北区中島２－１－１
問合せ先	電話番号	０９３－９５１－２１８２

任意継続被保険者　資格喪失届　兼　保険料還付請求書

◆任意継続被保険者がＴＯＴＯ健康保険組合を脱退するための手続きです。
事由に応じて、添付資料（★）を添付してください。

◆資格喪失日以降は、ＴＯＴＯ健康保険組合の保険証は使用できません。
万が一使用された場合は、ＴＯＴＯ健康保険組合が負担した医療費を請求させていただきます。

ＴＯＴＯ健康保険組合　御中

下記事由に該当するため、次の通り申出・請求します。

					届出日	令和　6　年　12　月　10　日
保険証の記号・番号	記号	10	99999	氏名	東陶　太郎	連絡先　×××　－　×××　－　××××
住所	東京都千代田区○○１－１－１					
喪失事由および添付資料（★）	☑ 就職	令和　6　年　12　月　1　日 ※就職先の健康保険加入日		☑ 新しい資格取得日が確認できる証明書の写し（資格情報のお知らせなど、資格取得日が記入されている面） ☑ TOTO健康保険被保険者証または資格確認書（発行されている方）		
	☐ 脱退申出	※本申請書が健康保険組合に到着した日の翌月1日		TOTO健康保険被保険者証または資格確認書(発行されている方) ※本申請書を提出した翌月5日までに返却してください。		
	☐ 被保険者死亡	令和　年　月 ※死亡日		診断書等死亡日が記載された書類(写) TOTO健康保険被保険者証または資格確認書（発行されている方）		
		届出人（法定相続人）	氏名	続柄	連絡先	－　－
			〒　－			
還付金振込先口座	銀行名	××	☐ 農協　☐ 信用組合　☐ 信用金庫	支店名	××支店	
	種別	普通	口座番号	××	口座名義人	※カタカナ記入　トウトウ　タロウ

【注意事項】
① 保険料の還付が発生する場合、20日締当月末に還付金振込先口座へ振り込みます。
② 高齢受給者証(70歳以上の方)・限度額適用認定証をお持ちの方は、添付資料と併せて送付ください。

【健康保険資格喪失証明書について】
※ 国民健康保険へ加入される場合やご家族等の扶養に入られる場合など、加入先の健康保険より資格喪失証明の提出を求められる場合があります。
必要な場合は チェックしてください。

☐ 健康保険資格喪失証明書を発行します。

«健保使用欄»
受付日

資格喪失日	令　年　月　日			証回収	枚	うち 被扶養者分　枚 高齢受給者証　枚
還付金	有・無	喪失後受診	有・無	不足書類	☐ 保険証・資格確認書（日限：　／　電話・手紙） ☐ 新しい保険証(写) ☐ 死亡診断書等	
還付期間	令　年　月～令　年　月					
還付金内訳	☐ 添付別紙のとおり					

常務理事	事務長	担当

(R6.12 改)

4

還付金振込先口座をご記入ください。

※資格を喪失した月以降の保険料は必要ありません。
既に保険料を納付いただいている場合は、20日締め・当月末にて還付金振込先口座へ振込をいたします。

※被保険者が亡くなられた場合は、③にご記入された届出人（法定相続人）の方の口座をご記入ください。

5

健康保険喪失証明書の発行をご希望される場合のみ、☑を行ってください。

※ＴＯＴＯ健康保険組合発行の健康保険被保険者証もしくは資格確認書を発行されている方は返却されたことをこちらで確認次第、郵送いたします。

TOTO健康保険組合
ホームページ